

NC HOKKAIDO



皆伐された釧路湿原丘陵部
写真：杉沢拓男

ラムサール釧路会議からの報告

畠山 武道（常務理事）

はじめに

すでに新聞等で広く報道され、承知の方も多いとおもいますが、さる六月九日から十六日までの八日間にわたり、釧路市で、第五回のラムサール条約締約国会議が開かれました。

ラムサール条約は、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。最初は水鳥とその生息地である湿地の保護を目的に作られました。その後、目的が次第に拡大され、今回の釧路会議では、とくに魚類や漁業の観点から湿地の保全をうったえる報告が多くありました。

本会議のようす

さて、会議は各国の政府代表が参加して行われますが、ラムサール会議の特色は、NGO（政府や国際機関以外の民間団体）が会議に参加して、発言や提案をするのを認めていることです（ただし、採決には参加できない）。そのため、会議の中でも、日本の環境保護団体にしばしば発言の機会があたえられ、日本の湿地保護の現状や政府の施策が不十分であることを指摘する発言がなされました。

まず、初日の九日には、各国が湿地の現状を条約事務局に報告したナショナルレポートが公表されました。

日本は九つの地域を登録湿地に指定していますが、その他にも、和白干潟、藤前干潟など多くの重要な干潟が保護されずに消滅しようとしています。また、登録湿地でありながら、ウトナイ湖は巨大放水路計画によって、その存続が危ぶまれる状態にあります。しかし、日本のレポートはこれらの問題を素通りし、これまでの施策を並べただけのもので、NGOから不満の声があがりました。

ついで十日の会議では、要注意湿地の特別リスト（モントルーレコードといいますが）にウトナイ湖を記載するかどうかをめぐって、記載を主張するNGOとこれを不要とする日本政府との意見が対立しました。

しかし、要注意湿地リストへの記載は政府が提案しないかぎりできないということで、NGOの主張はしりぞけられました。また、この日は、発言を約束されていた当協会の小野有五理事になかなか発言の機会がまわらず、小野理事が退席中に突然、順番がまわってきたために、発言の機会を逃すという残念な場面もありました。

さて、十一日、十二日の二日間は、

(A)登録湿地の保全、(B)湿地の賢明な利用、(C)湿地保護区の設置、(D)国際協力の四つの分科

会に分かれて、今回の大会で採択する勧告案などの内容が議論されました。しかし、ここでも湿地保全について従来の立場をくずそうとしない日本政府と、日本のNGOがしばしば対立しました。

まず(B)分科会では、湿地の賢明な利用のガイドライン作成の過程で日本政府がはじめての発言であると断ったあとで、「環境アセスメントは法制化しなくても実施できる。法制化には反対だ」とのべたために、

多くの参加国の失笑とNGOの反発



をかいました。他方で（A）分科会では、環境庁が小野理事の質問にこたえる形で、千歳川放水路計画について「（国が）誠意をもって環境影響評価をおこない、ウトナイ湖の環境保全に努める」ことを約束せざるをえず、条約事務局も、その実施に注意を払っていくことになりました。また（C）分科会では、フランミンゴの世界的な生息地として知られるケニヤ・ナクル湖の下水道処理施設建設をめぐり、外務省と地球の友などNGOの見解が対立しました。

さて、十五日は、ジャパNDERとして日本・アジア・オセアニア地域の湿地保護のありかたが議論されました。ここでも、外国の多くの代表から千歳川放水路に対する懸念が表明され、「ウトナイ湖への悪影響がわかったら計画を中止するのか」「湿地を守るうえで、日本はどのように住民参加を実施しているのか」などの質問が出ました。しかし、日本政府からは、明確な回答はありませんでした。

本会議は、十六日、「釧路声明」と勧告を採択して終了しました。

自然保護団体・住民団体のうごき

世界自然保護基金日本委員会、日本野鳥の会、日本自然保護協会、地球の友・日本などの日本の環境保護

団体は、釧路会議が、リオ・サミット以後最初に開かれる国際環境会議であるということから、93年ウエックトランド会議を結成し、NGOの活動を活発に繰り広げることにしました。北海道自然保護協会も、地元釧路開催ということもあり、これに加盟し、積極的活動をおこないました。とくに小野有五理事は、93年ウエックトランド会議の代表として、たいへんな活躍でしたが、ほかの協会理事や一般会員も釧路に滞在し、本会議へ参加、NGOの集会の準備・パネル展示などでいそがしく動きました。

なかでも十日に当協会が主催した「NGOフォーラムin釧路（1）」は本会議と平行して開かれたこともあり、大変注目をあびました。席上アピールを採択し、日本の湿地保全の問題点を本会議参加関係者に強く訴えました。またこのフォーラムは、日本各地から三十を超える住民団体が参加して活発に議論できたという点でも、画期的なものだったと思います。

十一日は、「ラムサールNGOフォーラムin釧路（2）」が「先住民に学ぶ湿地とのふれあい」をテーマに開催され、夜十時近くまで熱い議論がかわされました。また十四日は、地元住民団体の尽力で釧路湿原コー



のノウハウのいくつかを学んだとおもいます。

しかし、他方で連携がうまくいかず、バラバラに行動する場面もみられました。たとえば分科会（C）では、愛知県藤前千潟を守る会代表の辻淳夫さんが都市近郊の千潟の重要性を手書きのスライドを使って報告し、参加者の好評をえました。ところが質疑応答の時間になると、日本のNGO参加者がこぞって日本政府批判をはじめ、外国の参加者の反応を期待していた辻さんをつかりさせました。氣勢をあげるだけではなく、日本政府に確かな約束をさせ、その実施を条約事務局や外国代表と提携して見守るような持続的な努力や工夫が必要と感じました。

まとめ

こうして、釧路会議に参加した日本のNGOは、まだまだ戦略戦術の面で工夫の余地もありますが、準備が短期間であったわりにはよく動き、外国代表や事務局に日本の実情を知ってもらうことができたとおもいます。また、日本の大きな環境保護団体がまとまって行動できたことも大きな収穫でした。

また、最初に書いたように、会議は広く市民にも公開され、傍聴もかなり自由でした。このような大会の

雰囲気とNGOへの配慮に感謝して、
釧路市ほかの自治体に感謝状と花束
を送ろうという提案がNGOからな
され、それが実現しましたが、そん
なことも、この大会の成功の要因
がしめされているとおもいます。釧
路にいかれた理事や会員の皆さん、

パネル作りに協力された皆さん、そ
れに絵はがきの販売による資金づく
りに協力された会員の皆さんに、厚
く感謝申し上げますとおもいます。
最後になりましたが、六月十日の
フォーラムにおける小暮会長の開会
挨拶を掲載いたします。

NGOフォーラムにおける小暮会長挨拶

あいにくの天候にも拘らず、よう
こそお出でくださいました。ラムサール
条約第五回締約国会議に際し、本
日のフォーラムにはるばるご参集い
ただいた皆様に対し、主催団体を代
表して、心から歓迎の意を表します。

このたびの釧路会議は、アジアで
はじめての開催、という意味あいま
さることながら、ブラジルの地球サ
ミットから一年、地球環境問題への
関心が澎湃と高まる中で、ラムサール
条約の精神をさらに具体化する場
としてとりわけ重要な意義がありま
す。

いまから二十二年前、各国はカス
ピ海のはとりラムサールに集い、
「水鳥の生息地として国際的に重要
な湿地の保護」に向けて国際的な協
力、国境を超えた連帯を誓いました。
それは新らしい価値、新しい環境理

念の創造につながる画期的な意味を
もっていたように思われます。ラム
サールがめざしたものは、単に水鳥
の保護やその生息地の保全に尽きる
ものではありません。これまであた
かも人間だけが地球の主人公である
かのように振る舞い、開発をはしい
ままにしてきた過去を反省し、地球
が人間と他の生物との共存の場であ
ることを確認し、帰するところ人間
に対する効用という視点をはなれた、
自然生態系そのものの価値を認める
べきことを、ラムサールは提起した
のであります。湿地やその生態系を
保全することは、単に現世や後世の
人間のためばかりではない、生きと
し生けるもの、すべてのものに代わっ
て、人類は地球生態系の保全に責任
を負うべきである。これがまさしく
ラムサールの精神ではないでしょ

うか。

湖や川、渚、干潟、湿原、湿地は
生命の源泉、いのちの揺りかごであ
ります。とりわけ日本人にとっては、
湿地はふるさとの原風景であり、古
来私たちは水辺から限らない恵み
を享受してきました。

残念ながら戦後のあいつぐ工業開
発やリゾート開発によって、限りな
い恵みをもたらしてきた自然の渚や
水辺はつきつきにコンクリートで埋
め立てられ、わが国はすでに多くの
湿地を失いました。現在もいたると
ころで干拓が進行し、湿地破壊の現
状は惨澹たるものがあります。たと
えば海岸はもとも自然のものであ
る筈なのに、あえて「自然海岸」とい
う言葉を使わなければならない現状
は、まことに悲しいものがあります。
このたびの会議のモチーフであるワ
イズ・ユース（賢明な利用）の前に、
まずもってワイズ・コンサーベーション、
ワイズ・リカバリーが必要とい
うべきでしょう。

問題は国内ばかりではありません。
多額の開発援助（ODA）や企業の
海外活動を通じて、いまやわが国は、
海外の湿地破壊に対しても責任を免
れない立場となりました。国内外に
わたって、問題や課題は山積してい
ます。

本日のフォーラムで、私たちは、
各地で生じている湿地破壊や水辺の
危機的状況を率直に語りあいたい
と思います。当然、ほかならぬ釧路湿
原が抱えている問題や、千歳川放水
路のような大規模な自然改造計画の
もたらす影響なども報告されること
になるでしょう。いままでもなく私
たちNGOは非政府機関ではあつて
も、反政府機関というわけではあり
ません。たとえ行政にとって耳の痛
いことであっても、それをいたずら
に糊塗したり、隠ぺいすることなく、
率直に問題を指摘し提言することこ
そが、本当の意味で行政や政策への
協力であり、私たちの果たすべき役
割であると弁えております。

最後に、今回のラムサール会議が
いわば一過性のお祭りに終わらない
ことを、そして、湿地や生態系の保
全に向けて、連帯の輪がさらに拡が
ることを、また本日のフォーラムが
実り豊かな成果につながることを念
じまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

（注）十日におこなわれた「ラム
サールNGOフォーラム in 釧路
（一）」の資料集（頒布価格一五〇
円）の残部があります。ご希望のか
たは、協会までお申し出ください。

えりも町百人浜クロマツ緑化予定地調査

土方 晃 (理事)

昭和二十八年から始められた「えりも岬国有林緑化事業」は、「森がよみがえりそして魚が戻ってきた」として全国にその成果が知られている有名な事業である。事業の概要を説明すると、襟裳岬から百人浜にかけての国有林四二五haのうち、薪炭採取や過放牧等によって裸地化した一九二haを元の林に戻すことを目的に、まずオーチャードグラス、チモシーなどの牧草によって草地化（草本緑化）し、草地化が完了した土地に逐次クロマツの植林（木本緑化）を行うもので、平成4年度末で、すでに計画地の約七十％（一三五ha）が植林を終了している。

今回の調査はえりも町在住の仙庭会員はかから、高山植物などからなる貴重な草原群落が今年度の植林事業によって消滅するおそれがあり、その保存に力を貸してほしい、との要請により行われた。五月九日に周辺を含めた予備調査を行い、十日に今年度の植林予定地である悲恋沼付近の砂丘後背地一帯の植生を調査した。調査には佐藤理事、鮫島理事、仙庭会員と私があたった。

調査地域一帯には特異な構成種からなるコハマギク群落が成立している。同群落には海岸植物であるコハマギク、エゾマツムシソウ、ハナイ

カリなどや、高山植物のチシマセンブリ、ミヤマアズマギク、ウメバチソウなどと、南方系の植物であるシバが出現し、それらと、海岸に一般的なキジムシロ、ヒロハノカワラサイコ、エゾフウロなどが混生している。なおこの群落はこのたびの事業予定地（約五〇〇m×三〇〇m）一面に成立しているが、植被は比較的にまばらである。これと同じ群落は、百人浜でも調査地のほかには約一・五km北に小面積存在するのみである。またこの地域は、すでにクロマツが植林された大半の地域と異なっており、海側前面に砂丘が成立し、やや南には青々とした牧草地（民有地）が広がり、また国道を越えたすぐ西（内陸側）にはかなりの樹高の広葉樹林が存在している。

以上の調査結果から、今回の緑化予定地は市街地から数キロ離れていること、海岸に高い砂丘が形成されていることから沿岸にコンブが生育する岩礁が少ないものと考えられること、さらに、近接して草地や森林が存在することから飛砂の影響が多くなることなどから、従来と同様の全面的な植林をこの地域で実施せねばならぬ必要性は見当たらない、との結論に達した。

翌十一日に営林局、支庁自然保護係及びえりも町などの関係者を交えて意見交換を行った。その際、これまでの緑化事業を評価した上で、今後は貴重なコハマギク群落などとの共存を図るため、性急な植林事業の実施を避け、専門家をまじえて最善の方策を検討するよう意見を述べた。しかし、草本緑化地内の植生は施肥によって維持されており、それらの維持のために毎年多額の費用を掛けるわけにはいかなないとする営林局や、植林事業の遂行は町民すべての願いであり、中断することはもってのほかとするえりも町などとの意見の溝を埋めるまでにはいたらなかった。

以上がこのたびの調査の報告であるが、その後の経緯をお知らせすると、協会は北海道知事、北海道営林局長、えりも町長宛意見書を提出したが、えりも町の強い要請により道営林局はクロマツ植林の実施を決定した。今回の問題では我々の力がおよびず残念な結果になったが、一・五km北にあるもう一カ所の群落地も植林予定地（来年度以降）に含まれているため、これからも保存を求め活動を継続する必要があると考える。

(社)北海道自然保護協会

一九九二年度通常総会要録

日時 一九九三年五月十五日(土)午後一時半
場所 道民活動センター(かでのる2・7)

議長 定款十七条により、成瀬廉二氏を議長に選出し、議事録署名人に鮫島惇一郎氏、俵浩三氏を選出。また資格審査委員に中野徹三氏、仙庭秀弘氏、松野誠也氏、議事運営委員に伊達佐重氏、佐藤謙氏、大畑孝二氏を選出した。

成立 会員総数一二五一名のうち、出席五十三名、委任状五八一名を合わせ六三四名となり、過半数を越え総会は成立。
会長挨拶

この一年間、国際的には、ブラジルで地球環境会議が開かれ、今年六月にはラムサール条約会議が釧路で開かれようとしており、一方、国内では環境基本法の制定が取り沙汰さ

課題、例えば千歳川放水路、土幌高原道路、トマム・リゾートなど巨大開発の問題や、ラムサール条約釧路会議成功に向けた準備活動等々の諸問題が山積しています。行政への働きかけが大変であることを痛感した年でもありました。まさに協会活動は膨大なエネルギーを必要としており、皆様の絶大な協力、行動参加を期待しております。

第一号議案「一九九二年度事業報告及び収支決算」

小暮会長より以下のとおり説明があった。

広報事業としては、会誌『北海道の自然』第31号の発行およびNC79〜82号の発行。普及事業としては、自然観察会(二回)、自然保護講座(二回)、美林ツアー等の開催。普及啓発事業としては、自然保護講演会の開催および自然保護読本『夕張・芦別の自然』の発行。自然保護運動としては、土幌高原道路その他道路建設に関わる問題(道々館町福島線・道々増毛当別線等)、千歳川放水路計画、岨山・アポイ岳の自然保護上の問題、西別川取水計画等の諸問題に関して現地調査、関係官庁等への提言及び要望、公聴会への参加、全道集会の開催等を行った。

会長からの説明に続き、三浦理事から収支決算の説明があった。
監査報告
大西監事より会計事務及び事業執行報告が適正である旨報告された。

質疑

〈浜田会員〉

土幌高原道路問題について、①道路が造られた場合、土幌町の国有林の中でどれほどの面積がつぶれるか。
②反対者の中に土幌町の人がどれほどいるか。

〈会長〉

地元でも協会の会員はかなりのいるが、この問題は一地元だけの問題ではなく、国立公園の一角で生起している事態であり、重大な問題として反対の姿勢を明確にし現在まで取り組んできた。

〈伊達議事運営委員長〉

土幌高原道路の問題はいろいろあると思われるので、改めて一括して論議するよう提案する。

〈議長〉

土幌高原道路問題は第三号議案で一括して取り上げることとする。
◇議長が第一号議案について承認を求め、拍手をもって承認された。

第二号議案「一九九三年度事業計画及び収支予算」

小暮会長より以下のとおり説明があった。

おおむね昨年度と同様の内容で事業を行うが、普及事業として自然観察指導員研修会の開催を加える。また調査研究等事業として「環境アクセス制度」「ゴルフ場開発問題」等に取り組む。自然保護運動としては、特に土幌高原道路問題、ラムサール釧路会議への参加・協力、千歳川放水路問題、トマムリポートなどの諸問題を重点に取り組む。

なお調査研究等事業の「アクセス制度」は島山理事が、「ゴルフ場開発問題」は中野理事がそれぞれ内容の説明を行った。

引き続き三浦理事から収支予算の説明があった。

質疑

〈浜田会員〉

アクセスの信頼性、信ぴょう性に問題があるとしたら、市町村は大変な間違いを犯すことになる。アクセスを頼めば多額のお金が掛かるが、それが無駄になるということは大変なことだ。アクセスをやっても駄目ならどうしたらいいのか、協会の方針をきちんと出してもらいたい。

〈小田島理事〉

質問者は、アクセスをやって開発したいがそれにはどうしたらいいか、

と訊ねているように聞こえるが、それは協会が答える性格のものではない。開発を正当化するために作られたようなアクセスで、これで開発させろということ自体おかしい。

〈会長〉

現在のアクセスがかかえている問題を詳しく検討、集約中であり、あらためて報告する場がある。

◇議長が第二号議案について承認を求め、拍手をもって承認された。

第三号議案「協会の活動方針」

当面の課題である土幌高原道路問題、ラムサール釧路会議、千歳川放水路問題、トマム・リポートについて担当理事から説明があった。

質疑

〈丸谷会員〉

①土幌高原道路については、昭和四十七年に当時の東条協会会長がトンネルでやってくれと言っていた。

②天然記念物でもないナキウサギが一人歩きして、錯誤に基づいた反対運動がおきている。また道路が出来たらナキウサギがいなくなるとい

論があるが、道道脇の千疊崩れではいまでも鳴いている。③自然保護と地元の関係について、地域の思いを汲んでもらいたい。④道路工事などの許容範囲をどのへんにおくのか。

⑤運動方針に、地球規模での自然保護という視点が欠けている。

〈俵副会長〉

①について、昭和四十七年当時と今の環境問題に関する考え方は変わってきている。協会としても、時代と共に、主張し考えることが変わることとはある。トンネル案について、今はそういう考えは無い。②について、協会がナキウサギを天然記念物と言ったことは無い。④について、「林談話」が国立公園の中における道路のあり方の基本である。また北海道自然環境保全指針でも、道路利用はしない所として厳正に環境を保全するという方針を明確にしている。

〈中野理事〉

③について、「林談話」を国立公園内に道路をつくる上での憲法に準ずるものと考えている。土幌高原道路を認めれば「林談話」後はじめて認めるケースとなり、全国の自然保護運動全体との関連からも絶対認めるわけにはいかない。

〈丸谷会員〉

昭和六十二年八月十五日の参議院環境委員会、土幌高原道路については「林談話」は適用されないという政府答弁がある。林発言を土幌高原道路に引用するのは間違いだ。

〈会長〉

国立公園の中の道路計画の準則ともいべき林談話がそれ以前の計画に及ばないという、我々の立場から見てもマイナスの発言を、丸谷当時議員が引き出したことに對し、強い不信を抱いている。大変残念なことだ。

〈池田会員〉

土幌高原道路がどうして本当に必要なのか、全然説明されていない。

〈俵副会長〉

そのことについては当協会としても疑問に感じているが、北海道からは曖昧な説明しかない。

〈神原会員〉

丸谷会員の意見に関し、奄美大島に生息するアマミノクロウサギは、大島を南北に縦断する道路が一本出来た途端激減してしまった。道路一本でもウサギとかネズミにとつて大きな影響がある。

〈小野理事〉

道路で分断されることによりテリトリーが狭められ、孤立して近親相姦を始め、最終的にはその狭められた地域の動物は絶滅せざるを得なくなる。これは科学的に言われていることだ。

〈丸谷会員〉

アマミの問題はこの議論にはなじまない。私は自然破壊を強行しているのではない。池田町で自然保護に

取り組んできた。

〈俵副会長〉

ナキウサギはアマミノクロウサギと違うとのことだが、土幌高原道路のアセスには、鹿追・糠平線の交通量の増大により、以前のナキウサギ生息地が利用されなくなったり山側に後退すると共に、その上部の生息地も以前に比べ非常に悪化している、と記載されている。従って、北海道に対し、このようにアセスに記載されているにも拘わらずナキウサギが保全されると判断した根拠を質しているが、回答はない。

〈会長〉

丸谷会員の意見は、トータルとして地球規模で考えよ、二・六キロのよくな所に固執すべきでないとの指摘と思うが、グローバルな地球環境を考えるからこそ、あの貴重な一角を是非とも保護しなければならぬ。これは日本全国の国立公園に波及する象徴的な問題だ。

〈遠藤会員〉

千歳川放水路に関する担当理事の意見は、ウトナイ湖周辺だけを守るために千歳川放水路に反対するよう聞こえたが、それでは線が細い。本当に地球規模の大開発である。水害に苦しむ人の立場にも配慮しなければならぬが、自分たちの方で努力

をしないで、よその方に影響を及ぼさせるようなやり方はやめて欲しい。またこの事業には巨額の金が投じられるため、私の町でも事業の推進を願う人も出てきた。この問題の学習会を私の町でやって欲しい。

〈熊木理事〉

今の意見のとおりと考えて活動している。会誌の千歳川放水路特集の中でも、自己流域内での解決という原則を無視した計画であり、異なる流域での治水対策を無原則に認めると、洪水被災地域の土地利用の改善という自助努力が欠落するのではないか、その例として千歳川流域でのゴルフ場乱開発を指摘している。また学習会については地元の受け入れがあれば開催も検討するので、事務局へ連絡して欲しい。

◇議長が閉会を宣言して総会は終了した。

然典

自事

豆

34

北海道自然環境保全指針

畠山 武道

(北大法学部)

北海道の自然の現状を的確に把握し、評価し、良好な自然環境の保護と利用を総合的かつ計画的に実施するうえで目標と方向を示すものとして、平成元年(一九八九年)七月に策定された。この指針は、地域ごとの自然の価値と保護政策の内容を詳細に示したものであり、全国にも例がない試みとして高く評価されている。

この指針は、法令に根拠をおくものではなく、国に対しては要請的、市町村に対しては誘導的にはたらき、道民・事業者に対しては、事業の構想の段階から自発的・積極的な自然環境への配慮を期待するものとされている。しかし、指針は、地域ごとの自然環境保全行政の基本原則を示したもので、拘束力はなくとも、あらゆる場合に最大限に尊重されるべきである。

指針は、「保全を図るべき自然地域」を「すぐれた自然地域」(二六六か所)と「身近な自然地域」(二四〇一か所)に分ける。このうち「すぐれた自然地域」には、地域とそのすぐれた自然の

要素ごとに、保全水準のランクがつけられている。保全水準は、資質水準(保護の相当性)、保護水準(保護の重要性の程度)、利用水準(利用の程度)からなり、たとえば、保護水準1は、「当該自然とその環境がそのままの状態を維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る」ことを、利用水準1は「自然の容量の範囲内での学術研究、徒歩による自然探勝等に利用に限定する」ことを意味する。いずれも、数が増すほど開発の規制がゆるくなる。また、保護水準1の森林は、禁伐とされている。

いま、自然保護のありかたが問題になっている地域をみると、土幌高原道路が計画されている東ヌブカウシ山は保護水準1・利用水準1、放水路で寸断される美々川流域は保護水準2・利用水準2、アポイ岳は、周辺を含めて保護水準1・利用水準1である。

エゾシカとの共存のために

エゾシカ研究グループ

大 泰 司 紀 之

ヨーロッパや北アメリカに行かれた方は、農林業地域や都市近郊でも、シカ類はじめ各種野生動物の姿をたびたび目にされたことと思います。これは、人間によるそれぞれの土地利用に依りて、各種動物ができるだけ環境収容力（自然の密度）に近く生息できるような科学的な保護管理が行われているからです。

そのためには、個体数のコントロールと生息環境の維持が欠かせませんが、わが国ではそのような検討はなされてきませんでした。このため、野生動物対策については、欧米より百年遅れと言われています。

とりわけシカ類の場合は、その生物学の特性により、殺さないことがそのまま保護につながるという単純なものではありません。高質の野生個体群として、自然の密度に近い状態で群れを維持するためには、毎年一〇〜三〇パーセント間引く必要が生じてきます。またそのような密度で維持する場合には、農林業の被害補償が大きな課題となります。

野生動物の保護に限らず、自然保護を進めるためには、正確な具体的事実と、正しい知識に裏付けられた理論が欠かせません。それらに基づいた科学的なシカ類の保護管理を実施するよう、私たちは十五年前から

道や環境庁に提案し続けてきました。近年やっと、道では他府県に先駆けてその方向で努力を始めたため、道内のエゾシカ研究者のすべてが道のシカ対策に協力しています。欧米の第一級のシカ類保護管理学の専門家たちも協力してくれています。それらの内容や、筆者個人の考え方などについて、ここで概要を紹介しておきたいと思えます。

北海道自然保護協会による「動物と私たち―北海道自然保護読本」（一九九一年）に記されていますが、エゾシカの個体数は、近年急激に増加し、分布域は、道東・日高から、留萌・石狩・渡島へと拡大しました。これは、シカ類が環境収容力に近い密度、つまり餌の供給量の限界まで増加し、その密度を維持する定密度維持型の動物であるためです。捕獲数も増加していますが（図1）、増加は続いており、増加の余地はまだ十分あります。

近年のエゾシカ増加の最大の原因は、狩猟圧が減少したことと、メスシカの狩猟禁止が続いているためです。これは、ハンターの減少や高齢化、中山間地域での人口減少などにもよりますが、自然保護や動物愛護思想の広まりに支えられながら、行政当局が密猟などの防止に努力した

結果でもありません。

シカの急増により、農業被害が増して（図1）、大問題になっております。それに対して北海道では、農政担当部門も含め、「シカを駆除して低密度にして被害を防ぐ」従来の方から、野生動物保護管理の進んだ国に習ったシカとの共存方法を模索し始めました。こうしてわが国では初めての、ディア・マネジメントのための調査とシステム作りが進められているわけです。

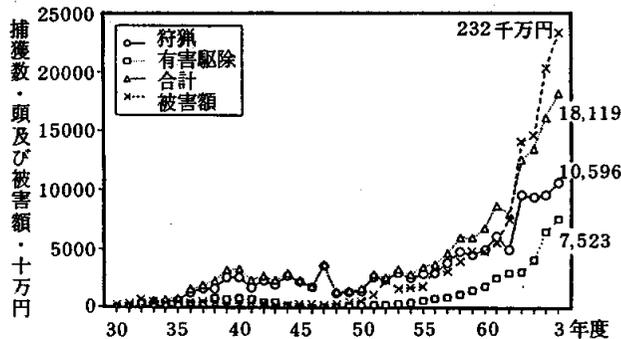


図1 シカ捕獲数と農林業被害額(道自然保護課より)

一方、被害対策にもすぐに取り組んでおり、その一環として、電気柵が畑地への侵入防止に最も効果のあることを明らかにしました。同時に、電気柵導入を促進するための各種助成を行いました。電気柵設置の事業費や助成の合計は、平成三年度は約一億円、四年度は一億五千万円に達しています。平成三年度以後、被害の伸びが治まったのは、電気柵の普及によるものです。こうして被害の増加に即座に対応して効果をあげたことは、農業者や他府県、内外の専門家からも高く評価されています。

また、シカの増加に伴って、シカによる交通事故が増えています。その対策として、シカの好まぬ草を道路の法面に用いる方法や、シカからも車が見えるようにする工夫がなされてきました。これまでは、予算の関係で限られた箇所でした。実施されませんが、現在、道路設計段階から、シカの移動を妨げないようにするなどの本格的対策が行えるよう、協力しています。

ところで私たちが日頃食用にしているウシやブタは、エゾシカのかつての生息地を牧場にしたり、畑にしたりして飼育されたものです。環境保全型の資源利用では、牧地や畑地の拡大を抑え、森林の野生動物から

肉資源を再生産可能な範囲で得ることも勧められています。

シカ類は捕食者（北海道の場合はオオカミ）のいない環境下では、放置すれば過密となって農林業被害を出すほか、植生を破壊します。また、過密になると低質個体群となって小型化し、シカ自体にとってもマイナスとなります。

そのため、シカ類の保護管理では、狩猟などにより間引いて高質個体群として維持すると同時に（図2）、間引いた鹿肉で得られた利益などに

よって、被害などをカバーする方法が確立されてきました。

たとえばアメリカでは、一、五〇〇万頭のオジロジカから毎年三〇〇万頭を狩猟し、一〇万トンの肉を得ています。ハンターは一頭当りいくらか定められた許可証をとり、その収益などによって、他の動物も含む保護管理の費用が補われています。カナダのブリティッシュコロンビ

ア州環境局の「シカ類保護管理計画」には、シカの生息数を四三万頭から四七万頭に増加させ、ディアウオッ

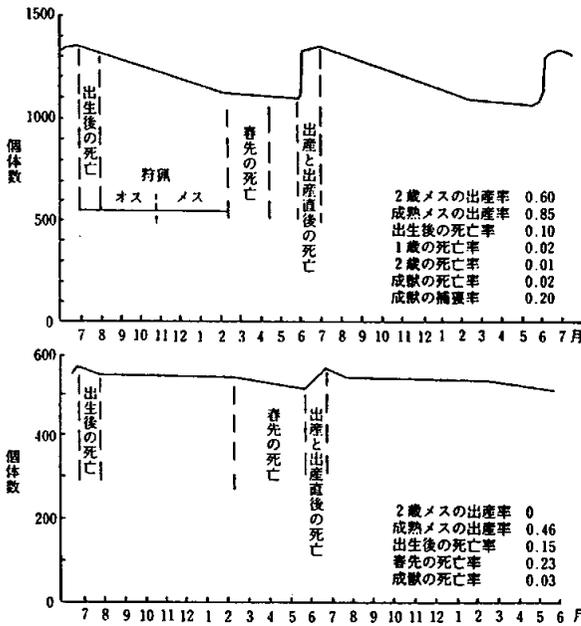


図2 アカシカの個体群(人口)動態(ラトクリフ, 1987年より)
 上図は、出産率が高く死亡率の低い1100頭の高質個体群の例。毎年230頭間引いている。下図は、出産率が低く死亡率の高い500頭の低質個体群。間引かれず過密となっている。

チングの機会を提供すると同時に、毎年六万頭（一、六四〇トンの鹿肉）を持続的に州民に提供することを目標にする、と記しています。

このようにシカ類を保護管理し、かつ被害をカバーするためには、莫大な費用が必要です。全くの思いつきですが、その費用を補うためのエゾシカの経済的価値（？）についても、「皮算用」してみましよう。

エゾシカを主たる目的にして、昨年は本州から一、五〇〇名のハンターがやって来ました。アメリカ流に、一、五〇〇頭の捕獲許可証を「道民以外には高く」、一頭一〇万円で発行すれば、一億五千万円となります。これによって、ヘリコプターによるセンサス費用くらいは出そうです。道民ハンターには二万頭間引いてもらうこととして、一頭二万円とすれば四億円となります。これだけあれば、現在半額補助の電気柵を全額補助とし、農家に電気柵維持の手数料も出せそうです。

ヨーロッパ流に、シカの数を環境収容力に近い最大持続生産維持の密度に増やし、密猟の歯止めをしっかりとしたりうえで、鹿肉の市場を作ることも考えられます。五万頭前後を毎年間引くとすれば、鹿肉製品の加工などにより、百億円以上の産業とな

りそうです。現在の被害農家などで
公社を作って運営すれば、二〇億円
余りの被害は十分にカバーできると
思われます。そして国民は養殖モノ、
つまり家畜の肉よりも優れた「天然
モノ」の肉も食べることが出来ます。

忘れてならないことは、人類も哺乳
類の一種であり、雑食動物として、
再生を繰り返す生態系の中で食糧を
得てきたことです。日本人は世界で
ほとんど唯一の食用家畜を持たなかつ
た民族であり、野生動物の肉を食べ
る習慣もありませんでした。そのた
め、このような考え方には抵抗を持
つ方も多いと思います。しかしカナ
ダのハンター教育では、「獲物の肉
などの利用できる部分は、決して粗
末に扱うことは許されない」とあり
ます。日本でも、たとえば琵琶湖の
漁民は、「食わぬ殺生はするな」と
言い伝え、魚類資源を大切に維持し
てきました。

私たちは、科学的な野生動物保護
管理について、道民のコンセンサス
を得るためにも努力を続けてきまし
た。それらの活動は、一九九〇年の
『シカ・クマ国際フォーラム北海道
一九九〇報告書』（野生生物情報セ
ンター現エコ・ネットワーク発行）、
北海道農政部の『シカ類の保護管理
ヨーロッパ・北アメリカにおける

理論と実際』（北大図書刊行会より
七月に市販用を発行予定）などにま
とめられています。また、昨年十二
月の「シカ類国際シンポジウム」な
どを通じて、関心のある道民には広
く知られているとおります。

これらの調査活動や試行は、被害
農家、地元ハンター、行政当局者お
よび私たち研究者とで、ほとんどが
ボランティア活動により、協力し合っ
て進めています。

以上、紙数の関係で舌足らずの説
明しかできませんでしたが、シカと
の共存を考える皆様が、さらに前記
文献などを検討下さり、議論が深ま
ることを願っています。

（会員・札幌市在住）



秋の「森を観察するエコツアー」のお知らせ

リゾート開発で大きくその姿を変えているトマム・サホロ地区や、
計画の撤回が求められている土幌高原道路付近などを歩いて、何が問
題なのか、自分の目で確かめてみませんか。

今回のツアーは、自然保護上問題となっているこの二カ所の視察を
中心に企画しました。途中、美しい紅葉を楽しみながら、クビナガリュ
ウなどの化石で有名な穂別町立博物館、然別湖、坂本直行記念館など
を訪れます。

ご案内は後述三副会長（専修大学北海道短期大学教授）を講師に、
自然観察指導員でもある福地郁子常務理事がいたします。

日程 十月二日（土）～三日（日）

コース 札幌発（八時半）→穂別（穂別町立博物館）→トマム・サホロ

地区視察→然別湖温泉泊

然別湖温泉発（八時）→土幌高原道路付近視察→中札内村

（坂本直行記念館）→札幌着（十七時半）

乗物 貸切観光バス

宿泊 然別湖畔温泉ホテル（男女別相部屋）

定員 四十名

参加費 三二、〇〇〇円（全食事付）

申込先 りんゆう観光（☎〇一一・七一一・七二〇六）

大雪の自然を守る全道集會

士幌高原道路の建設が迫っているため当協会では四月二十四日の午後、表記の全道集會を十勝自然保護協会、北海道自然保護連合と共催して札幌市中央区の北海道建設会館で開催した。

十勝からは及川会長、小野山事務局長、紺野副会長が駆けつけ、及川氏は「アセスの実施と評価に同一人物が当たっている。十勝選出の道議に問題解決を依頼したところ道庁から返答がきた」などと報告。小野山、紺野両氏は道路周辺の自然についてスライドをもちいてわかりやすく説明した。このあと国会で問題を追求した高崎裕子議員が政府の態度について報告した。

全体討論では当協会の俵副会長が、この道路建設が法的にも問題が大きいことを説明し、知事あての意見書を採択して閉会した。

この集會は急遽ひらいたものでもあり、当日は春の日の午後でもあって種々の行事があったにもかかわらず上記の方々のほか連合からは熱弁をふるった稲田代表、小山、室岡氏、十勝協会の多湖氏、市民グループ

「札幌の自然を守る会」の山田、梶田、鈴木の各氏、当協会からは小暮会長はじめ島山、佐藤、市川理事、その他、黒萩氏などおよそ四〇人の参加があった。この模様は数社のテレビで放映され一定の効果があったとみなければならない。また実務には協会の江部理事、高橋事務局長が専心、事に当たったことを付記しておく。(紺谷記)

千歳川放水路問題全道交流集會

千歳川放水路問題全道交流集會が、五月十六日に当協会ほか四団体の共催で開催された(参加者約七〇名)。

後援団体の日本自然保護協会保護部長横山隆一氏、日本野鳥の会常務理事市田孝則氏の挨拶に続いて、「千歳川放水路計画は何が問題か」

について、自然環境への影響・農業への影響・千歳川放水路計画の問題点・千歳川放水路計画の代替案などを、共催団体で分担して説明し、また、各地の河川・湖沼・湿原の治水・利水事業や土地利用計画などの、共通する問題についても意見交換し、総合討論で問題点の整理、今後の運動への展望、などを話し合った。

最後に「千歳川放水路計画に反対するアピール」を採択して閉会した。

当協会として道内の自然保護団体に呼び掛けたのは初めての試みであったが、各地の問題(担当 地域自然保護団体など)の発表が3人と少なかったのは残念であった。これは、旭川や根室で行事が重なったり、案内が遅く準備期間が少なかったためと思われる。今後の反省としたい。(熊木記)

で開催されるラムサール条約国際会議にむけて、美々川・ウトナイ湖流域の、「道自然環境保全地域」への指定、自然環境の維持・保全のための管理計画の策定などを求め、また、石狩川治水対策の抜本的見直しと、千歳川放水路計画の中止をアピールするものであります。

講演会「アポイ岳の植物を語る会」とアポイ岳観察会

いま、全国各地の河川で、土木技術のみに依存した大規模治水工事が行われていますが、これによってもたらされる自然破壊は、本道においても例外ではなく、その一つが千歳川放水路計画です。

この計画は、日本野鳥の会のバードサンクチュアリや、ラムサール条約の登録指定地を含む美々川・ウトナイ湖流域の、貴重な原生的自然景観と、その生態系に重大な影響をもたらすばかりでなく、農地が奪われ、また、気象の変化等による農業被害、大量の淡水や汚濁水の放流による漁業被害をも生じせしめ、石狩川のサケ・マス漁に致命的打撃を与える恐れもあります。

私たちは、国際渡り鳥保護条約の遵守といった国際信義上の責任と義務から、また一九九三年六月に釧路

五月二十二日に町立様似図書館において当協会と図書館との共催で門別中学校校長高橋諠氏と北海学園大学教授佐藤謙氏(協会理事)を講師に、講演会「アポイ岳の植物を語る会」を開催した(参加者五〇名)。

高橋諠氏は「アポイ岳の植物の特徴」として、植物相と植生について説明し、また、超塩基性岩地帯であるなど特殊な希少種が多い理由にもふれられた。佐藤謙氏は「自然保護とアポイ岳」として、アポイ岳は、希少性・自然性・多様性のいずれもその価値が高く、しかもその植生分布の特異性から、山麓までの全体が「植物に関する生きた博物館」として世界に誇る比類なき価値があることなど説明のうえ、今回の遊歩道の設置に関して、広範囲な樹木の伐採と下草の刈り払い、園芸的基準によ

るそこへの植栽が、貴重な自然の破壊行為であることなどを指摘、実効ある自然の保護は地元の方々の理解と協力があってはじめて可能であることを強調した。

アポイ岳観覧会は翌二十三日に開催された。前夜からの雨が降り続いたため、地元の参加が数名と少なかったが、当協会からの九名もの参加により賑やかであった。問題の遊歩道は、大きく切られた法面からの崩壊が随所にあり、沢水も、おりからの増水と相俟って汚濁していた。今後、植栽された樹木が成長するにつれて、その異様さと、欠陥が目立ってくるに違いない。

今回の地元の窓口となってお骨折りいただいた「さまに二十一世紀研究会」は、住み良い郷土づくりのため、町政へ意見や提案などを行う住民の会であり、このような自由が言える若い人達を中心としたグループの存在は、町や村の活性化に欠かせないものである。サホロ、トマムリゾート地域にも、道東にも、各地でこうしたグループが増えてきているのは心強い。(熊木記)

陳情書 要望書 意見書

一般道道士幌然別湖線(士幌高原道路)計画の撤回を求める署名の提出と要請

一九九三年四月九日

北海道知事 横路 孝弘殿

北海道自然保護連合

代表 稲田 孝治

北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

士幌高原道路に反対する連絡会

代表 十勝自然保護協会

会長 及川 裕

一九九二年十一月より標記署名活動を行い、昨年十二月二十八日に一五、五〇二筆の署名を提出いたしました。十勝管内はもとより全国各地でこの問題に対する関心が高まり、このたび七万八千筆の反対署名が寄せられました。

このことは、道の自然保護行政における理念の欠如に対する批判です。国立公園行政の憲法ともいべき林修三談話、ならびに知事が自ら定めた北海道自然環境保全指針を無視す

ることは許されません。知事の議会答弁の整合性のなさもさることながら、世界が地球の自然環境を論議している今日、自民党政でさえ中断していたこの道路計画を再開させようとするのは、時代に逆行する行為であり、国にさきがけて策定した北海道環境影響評価条例を形骸化させることとなります。私たちは七万八千の署名者とともに、これ以上国民の財産である大雪山国立公園の原生的自然を損なわないために、士幌高原道路計画を撤回するよう、知事の決断を強く促します。

した。十勝管内はもとより全国各地でこの問題に対する関心が高まり、このたび七万八千筆の反対署名が寄せられました。環境庁が万が一この計画を承認するようなことがあれば、国立公園行政の憲法ともいべき林修三談話、ならびに北海道知事が自ら定めた北海道自然環境保全指針を無視することとなります。

世界が地球の自然環境を論議している今日、かつて一度中断していたこの道路計画を再開させようとするのは、時代に逆行する行為であり、国にさきがけて策定した北海道環境影響評価条例を形骸化させることとなります。私たちは七万八千の署名者とともに、これ以上国民の財産である大雪山国立公園の原生的自然を損なわないために、環境庁は車道としての位置づけを見直されること、また北海道に対して士幌高原道路計画を撤回するよう指導されることを強く要請します。

一般道道士幌然別湖線(士幌高原道路)計画の撤回を求める署名の提出と要請

一九九三年四月九日

環境庁長官 林 大幹殿

北海道自然保護連合

代表 稲田 孝治

北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

士幌高原道路に反対する連絡会

代表 十勝自然保護協会

会長 及川 裕

一九九二年十一月より標記署名活動を行い、昨年十二月二十八日に一五、五〇二筆の署名を提出いたしました

一般道々士幌然別湖線(士幌高原道路)計画にかかわる疑問点について(質問)

一九九三年四月二十一日

北海道知事 横路 孝弘様

北海道知事 横路 孝弘様

(前文省略・編集室)

記

A 環境影響評価書(アセス)の内容に關係して

一、アセスの「総合的評価図」における動植物評価基準のアンバランス不備を指摘された際に、道はただちに不備を認めて「削除」を公的に表明しておきながら、今にいたって「削除を撤回」した理由は何か。

二、「総合的評価図」はアセスの手法として確立されたものではない、と道では認識している由であるが、総合的評価図のような「オーバーレイ」ないし「要素加点法」はアセスにおいて広く一般的に用いられてきた手法である。その手法が確立されたものでないという立場に立つならば、自然環境に対する影響評価の手法もまた確立されているとはいえず、動植物のアセスも試行錯誤の段階を抜けきっていないことになる。それにもかかわらず「動物・植物などの個々の評価は適正に行われたので道路計画は妥当」と断言できる根拠は何か。

三、「オーバーレイ」ないし「要素加点法」は手法として確立されているか、いまいかにかわからず、アセ

スが実施された当時における一般的な手法であったが、植物の最高点に対して動物の最高点を一〇分の一にしか評価せずに加点したという事例は、士幌高原道路以外に聞いたことがない。「手法」が未熟なものではなく「手法への適用」が誤っており、だからこそ指摘を受けた段階でただちに「削除」したのではないか。「手法への適用」が誤りでなかったとするなら、その根拠を明確に示していただきたい。

四、士幌高原道路予定地周辺のナキウサギ生息地は、「低標高における最大規模」のものである旨がアセス書に明記されている。しかし影響評価の段階では「低標高における最大規模」生息地に対する生態的重要性の評価と生息環境(「点」でなく「面」としての)保全の視点が欠落している。それにもかかわらず、なぜ「動物・植物などの個々の評価は適正に行われたので道路計画は妥当」と断言できるのか。

五、既存の鹿追線平線沿線のナキウサギ生息地は、自動車交通の影響により、「以前に比べると非常に悪化した」旨がアセス書に明記されている。しかし影響評価の段階では自動車交通による騒音や排気ガスの影響(これは「橋梁等」で解決できる問

題ではない)、工事中の作業による影響等が欠落している。それにもかかわらず、なぜ「動物・植物などの個々の評価は適正に行われたので道路計画は妥当」と断言できるのか。

B 道政の自然環境保全に対する基本姿勢に關係して

六、道は国立公園等における道路の在り方の基本を示した「林部会長談話」を、「最大限尊重」としてしている。この談話は開発優先時代から環境保全重視時代への転換期にあたる一九七〇年代に、「それまでの道路計画の在り方を反省」したうえで発せられたもので、たとえ談話以前に認可された道路計画であっても、二〇年以上も中断し、物理的に着工されていない道路については、談話の趣旨に従うのが当然である。談話を「最大限尊重」しながら、談話の趣旨にまったく反する士幌高原道路計画を現在でも正当とする根拠は何か。(国会の論議で「談話以前に認可された道路には適用されない」とされたから正当、とする論拠では「最大限尊重」とはどうていいえない。)

七、道は大雪山国立公園内の「袋路」を解消するため「道路網の充実」に努めたいとしているが、これは道が「最大限尊重」とするという「林部会

長談話」と明らかに矛盾している。なぜ、このように矛盾した姿勢を示すのか。

八、道は「北海道自然環境保全指針」の精神を「最大限尊重」して士幌高原道路を計画するとしている。指針で「周辺を含めて厳正に保全」し「徒歩利用に限定」するとした地域に車道を計画しながら、それが指針を「最大限尊重」したものと見える根拠は何か。またナキウサギ生息地「周辺」には車道が計画されていないことを立証していただきたい。

九、士幌高原道路は「国立公園計画」に該当する事業だから執行すると道ではいう。しかし「北海道自然環境保全指針」では、既存の国立公園計画に対しても「社会経済的な変化」や「新たな自然環境情報」があれば、「指針の評価を導入」し計画の見直しを行うことを明記しており、士幌高原道路はまさにこれに該当している。また、この指針は「国に対しては要望的、市町村に対しては誘導的」性格をもつことも明記している。

それにもかかわらず、なぜ道は士幌高原道路予定地を、「周辺を含めて厳正に保全」し「徒歩利用に限定」するような方向に、公園計画の見直しを自ら行おうとせず、国に要望もせず、市町村を誘導しようとしな

のか。

十、「隗(かい)より始めよ」という言葉があるが、「北海道自然環境保全指針」はまさに北海道が率先垂範すべきものである。それにもかかわらず、道が自ら誇る指針を自ら破れば、道民のだれが指針を尊重し遵守するだろう。土幌高原道路を実現することによって指針が足元から崩壊し、反古同然となることは明らかである。見解を伺いたい。

十一、土幌高原道路計画に対しては、一九九三年四月上旬現在で、十勝地方の地元を含む全国各地から七万八千名以上の「反対署名」が寄せられている。国立公園は地元の宝であると同時に国民全体の宝である。この署名の重みをどう受けとめるのか。見解を伺いたい。

十二、土幌高原道路は、三〇年前の開発優先時代に自然環境調査も行われずに着工されたものであるが、現在では「環境保全」の観点から時代に逆行することが明らかであり、道路の「必要性」も説得力をもたず大いに疑問視されている。このような過去の一本の道路の継続性にこだわることは、環境保全を道政の基本とする北海道が二十一世紀を見据えて策定した、全国に誇るべき「北海道自然環境保全指針」の方針に従う

ことと、どちらを選択することが北海道の将来にとって、より適切かは、問うまでもなく答が明白である。

知事は「北海道自然環境保全指針」の序文で、「この指針に盛り込まれた理念や基本的な方向性を踏まえ、今後の自然環境保全施策を進めてまいりたいと考えていますので、道民の皆様は御理解と御協力をいただければ幸いです」といつている。そうであれば指針に示された「理念や基本的方向」を踏まえ、土幌高原道路計画は撤回すべきではないか。見解を伺いたい。

C 前の質問書に対する回答もれに関係して
十三、この道路を必要とした「原点」は「山火事対策」にあり、それはすでに充足されているのではないか、の質問に対しては真正面からの答がないので、改めて回答をいただきたい。

十四、この道路は「地域の活性化」のために役立つから必要だと道ではいう。しかし、すぐ近くに存在する既存道路と大差ない一本の道路の出現が、ただちに活性化をもたらすとは信じられない。前の質問の「なぜ既存の道路では活性化できないのか」について、無回答なので、改めて回答をいただきたい。

十五、一九九一～九二年当時、「十勝自然保護協会以外とは話合わない」と道がとりつづけた態度の合理的、客観的根拠についても、前3回の質問を通じて無回答なので、改めて回答をいただきたい。なお、これは現時点では過去のものとなったが、このことが十勝自然保護協会を不幸な分裂に導く大きな要因となったもので、道の責任は重大であるから、明確な説明を求めたい。

(前回の回答は十勝自然保護協会と話合う根拠だけで、なぜ十勝自然保護協会だけでよいかの点に言及されていない。)

百人浜のクロマツ緑化事業に関する意見書

一九九三年五月十八日

北海道知事 横路 孝弘様

北海道営林局長 船渡 清人様

浦河営林署長 池田 充様

えりも町長 佐々木 隆人様

北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

えりも町百人浜において過去に裸地化した丘陵面の植被回復に成功したことが、世論を大いに沸かせております。約四〇年間にわたるクロマツを主体とした緑化事業は、飛砂防止によってコンブ漁の回復、漁獲量

の増加、生活環境の改善に結びついたことから大いに評価されます。しかしながら、昨年度からクロマツ緑化を進めようとしている地域につきましては、日高山脈襟裳国定公園における自然保護の上で極めて貴重な植生が成立しておりますので、以下にその植生の特徴を明らかにして、緑化に関する問題点と対策を明示したいと思えます。関係諸機関におかれましては、このクロマツ緑化について詳細に吟味し再考して頂きたいと考えます。

一、百人浜の植生の特徴

百人浜におけるクロマツ緑化事業は、浦河営林署管内二一九～二二一林班の一九二haのうち、一一九林班中心に一三五haが遂行され、二二〇～二二一林班中心に五七haがクロマツ緑化の前段階である草本緑化(カモガヤ、オオアワガエリ、ナガハグサ、ムラサキウマゴヤシ、セイヨウミヤコグサなどの外来牧草による)に留まっている。今回問題とするクロマツ緑化予定地は、後者の二二〇～二二一林班にあたるが、苦別川、キスケ川および在田川の河口に挟まれて海岸に砂丘が発達し、近接して草地が造成され、しかも後背の山地に森林が成立する点で、既にクロマツが緑化された地域と異なっている。

この地域の植生は、第一に比類ない特異な構成種からなるコハマギク群落によって特徴づけられる。同群落には、まず希少な海岸植物であるコハマギク、エゾマツムシソウ、ハナイカリなど、また低標高地に出現する特異な高山植物のチシマセンブリ、ミヤマアズマギク、ウメバチソウ、ミヤマナギなど、さらにはほぼ分布限界にある南方の植物であるシバが特徴的に出現し、そして一般的な自生種であるキジムシロ、ヒロハノカワラサイコ、ツリガネニンジン、コガネギク、ヒメスゲ、ネジバナなどや、草本緑化に使用した外来牧草と新たに侵入した帰化植物が混生している。コハマギク群落は、砂丘のうしろにある風当りが著しい高まりの上に広く成立し、とくにレストハウスに近接した二二〇林班では約二五〇m×五〇〇mの規模で発達している。

コハマギク群落は、砂丘に近づくとつれてハマナス、ハマエンドウ、シロヨモギ、ハマニンニクなどの砂丘植物を混生するようになり、ついにはそれらを構成種とするハマニンニク群落に交代する。他方、砂丘後背湿地に近づく場合には、コハマギク群落はネジレイなどを混生するようになる。緑化予定地には、コハマ

ギク群落の外に、砂丘上のハマニンニク群落とハマナス群落、低凹地のエゾノコリンゴからなる低木群落、砂丘後背湿地のネジレイ、トキソウなどからなる群落も成立している。さらに予定地の周辺には、悲恋沼周辺の湿原植生、砂丘後背湿地の湿原植生や塩沼地植生、内陸側のカシワ林などの植生群落も成立している。このように百人浜の植生の第二の特徴として、群落の多様性が極めて大きいことがあげられる。

また、湿原植生や塩沼地植生においても、高山植物のエゾノミクリゼキシヨウ、エゾホソイなど、湿原植物のヤチスギラン、トキソウ、クロバナロウゲ、エダウチアカバナ、ミツガシワなど、塩生植物のホソバノシバナ、エゾツルキンバイなど、希少植物が多数出現することが知られている（館脇一九二七、一九五二、井上・高橋一九六四、えりも町学校教育研究会・理科サークル編一九八一）。このことは、百人浜では群落が多様に認められる上に、コハマギク群落と同様に、各群落が個別に高い希少性を持つことを示している。

二、クロマツ緑化の問題点
コハマギク群落の立地は、地元の方によると、過去には全くの裸地であり、えりも式工法によって草本緑

化を進めてきたところであると言う。草本緑化において海藻を敷きつめ、施肥を行い、外来牧草を播種した結果、外来牧草ではなく、自然に侵入した希少な海岸植物や高山植物が主となつてコハマギク群落を成立させたと推測される。コハマギク群落は、半自然的な植生といえるが、現状ではえりも町の、そして百人浜の植生を世界的に特徴づける極めて希少な群落である。それとともに群落の多様性の価値やえりも町の方々が関わつて生まれた文化的価値を考え併せると、当該地域のコハマギク群落はもはやクロマツ緑化によって失われてはいけない最後に残された希少群落であるといえる。

コハマギク群落が最も風当りの強いと思われる立地に成立すること、その植被が比較的疎であることが、えりも町で進めてきた飛砂を防ぐ緑化と全く相反すると捉えられるように思われる。しかし、今回問題とする地域は、市街地から最も離れており、海岸に比高の高い砂丘が形成されていることから沿岸にコンブが生育する岩礁が少ないものと考えられ、さらに、近接して草地や森林が見られることから、飛砂の影響が多くなる風当りはないと考えられる。

今回の緑化予定地は、既述のようにコハマギク群落の範囲だけでなく、飛砂が生じないような群落の立地までクロマツが植栽されようとしている。自然保護の上で世界的に重要な観点として、地域の多様な群落すべてを失わないことが強調されている時代に、今回の緑化は自然を単調にしてしまう逆行といえる。百人浜の特異で多様な群落の全体はクロマツ人工林を含んで、観光資源としても貴重と考えられる。

この意見書は、一昨年まで進められたクロマツ緑化を否定するものではない。しかし、今回問題視する緑化予定地については、百人浜の多様な群落を守る観点の重視が、将来的にえりも町の財産を維持することになると判断する。クロマツ緑化事業は、もはや、一義的ではなく諸々の観点を加えた総合的判断が必要であり、例えばクロマツ緑化を行うにしても、全面的ではなく部分的な遂行も考えられる段階にあると思う。以上の問題は、具体的に詳細な吟味が必要とされるので、将来に禍根を残すような早急な全面的強行策は是非避けるべきである。

西別川取水計画（国営農地開発事業・トリトウシ地区）の見直しに関する

要望書

一九九三年五月十九日

釧路開発建設部長 榊原 政之様
釧路町長 中西 雄一様
別海町長 佐野 力三様
標茶町長 千葉 健様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

去る二月二十二日、二十三日には本協会の小野理事が現地へ赴き、当計画について関係五機関の担当者から説明をいただきました。その折りのご説明や配布されました資料をその後理事会で検討させていただきました結果、本取水計画には、自然保護の立場からみますと次のようないくつかの問題点があると判断されま

すので、当協会としては、西別川取水計画全体を見直し、現時点で拙速に結論を出すことをやめていただくよう要請するものであります。
主な問題点

(1)現在の西別川はすでにかなり汚染されており、水源で清澄な水だけを取水することは長期的にみると流域全体の環境に悪影響を及ぼす。

(2)取水地点周辺には道東で最も重要なサケ・マスふ化場があるほか、周辺では絶滅危惧種であるシマフクロウの生息が確認されている。多数の稚魚を育てるふ化場では十分に余裕

をもった水量が必要であり、またシマフクロウは西別川流域の魚を食べていることから、取水による河川水量の減少は避けるべきである。(3)治水・利水は流域内で処理するが原則であり、取水計画にあたっては流域内の河川についてまず十分な検討がなされなければならない。本計画では、釧路川からの取水の可能性の検討がまだ充分とはいえず、安易に西別川が選ばれていると言わざるを得ない。

(4)この取水は、釧路町の上水と農業用水確保のために計画されたものであるが、上水については現在、釧路町に上水を供給している釧路市との間の行政的な調整の余地がなお充分にあると判断される。

また、農業用水については、丘陵地の農家が水不足に悩んでいる事情はあるものの、湿原の一部を農地に造成し、そこに用水を供給するためにこの取水計画がたてられていることは、理解に苦しむところである。ラムサール条約にうたわれている湿原の賢明な利用とは、湿原本来の自然を生かして湿原を利用することであるが、本取水計画と結びついた此

度の農地造成計画は、湿原を保護ないし再生していくという先進諸国の潮流に逆らうものである。とくに

釧路湿原の周辺は現在でも開発が進行しつつある場所が多く、湿原の長期的な保全のためには、このような計画からまず見直していくことが必要である。

オホーツク沿岸コムケ鳥獣保護区に特別保護区設置を求める要望書

一九九三年六月三日

北海道知事 横路 孝弘様
網走支庁長 菊地 昭憲様
紋別市長 金田 武様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮得雄

網走支庁管内のコムケ湖は鳥獣保護区となっておりますが、現状では鳥獣の捕獲が禁止されているだけで、環境の改変に対する規制がありません。したがって下記の諸理由により、特別保護区に指定することが北海道の自然保全のため極めて望ましいと考えられますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

理由一 タンチョウをはじめとする保護上重要な鳥類の生息環境保全のため

これまでにコムケ湖で観察記録された鳥類二六種の中で、特殊鳥類の指定を受けているものは、コウノトリ、タンチョウ、カラフトアオア

シシギ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、ハヤブサ、ウミガラス、エトピリカの九種であり、特別天然記念物の指定を受けているものはコウノトリ、タンチョウの二種である。更に天然記念物の指定を受けている

ものは、オジロワシ、オオワシ、コクガン、マガン、ヒシクイの五種である。このうちコウノトリは一九八七年～一九八九年の各年に五月から十月までの長期にわたり滞在し、一九九二年五月にも二週間滞在した。またオジロワシは一年を通して生息し、渡来渡去の時期にはオオワシと共に多数が観察されている。タンチョウの観察記録は多くはないが、コムケ湖にはタンチョウが生息(営巢行為を含めて)していくための環境がまだ存在する。道東方面の生息地の過密化が懸念されている現在、他の地域にタンチョウの生息できる環境を残していくのが保護のひとつの方向性といえる。

これら保護上重要な鳥類にとってコムケ湖は生息地、渡来地、渡りの中継地としてたいへん重要な地域である。

理由二 シシギ・チドリ類の大規模渡来地としても重要
日本各地でシシギ・チドリ類の主要生息地である干潟が減少している。

北海道でも石狩川河口、鶴川河口と

いった大規模渡来地が失われた現在、コムケ湖の干潟の存在価値は以前よりもさらに高くなっている。コムケ湖に飛来するシギ・チドリ類は春と秋のピーク時で、それぞれおよそ一日十四種一九〇〇羽、二十二種二〇〇〇羽であり、これ程多くを観察記録できる所は道内でも少ない。特にチュウシャクシギは一日に二〇〇〇羽以上も記録されたことがあるが、一日の記録数としては日本では他に例がない。

ところが、近年シギ・チドリ類の渡来数が減少しつつあることから、コムケ湖の環境が悪化していることが懸念される。少しでも早くコムケ湖の、特に干潟の環境保護を考える必要がある。

理由三 数少ないツメナガセキレイの繁殖地
コムケ湖では一九八九年から、近隣のヤンシ沼では一九九〇年からツメナガセキレイ（亜種キマユツメナガセキレイ）の繁殖が確認されている。この種は、国内では北海道北部のごく限られた所でしか生息繁殖の報告がされていない極めて貴重な種である。この種の生息域は限られた湿性草原であり、水面、干潟と共にこのような環境も保護していく必要がある。

理由四 渡り鳥中継地のネットワークづくりが必要
コムケ湖は一九八七年から鳥獣保護区が設定されたが、これだけでコムケ湖の環境が保護されているとは言えない。コムケ湖は、国の特別保護区に指定されているトーフツ湖と比べても遜色のない自然環境にもかかわらず、この湖の自然が正当に理解されていないため、農地や草地の造成といった開発行為が今後も続けられようとしている。

理由五 湿地の保護は急務
六月にラムサール条約締約国会議が釧路で開催され、湿地保護の気運は益々高まるであろう。こうした中、ラムサール登録湿地として新たに五カ所の登録が決定されたことは喜ばしいことではあるが、一方で、国や自治体の主導により全国各地で湿地

の消失が進んでおり、残された湿地の保護は急務となっている。



NCニュース

（会場記載のないものは事務所で実施・教称略）

一九九二年度第七回拡大常務理事会
一九九三年二月十九日

出席者 小暮、俵、熊木、紺谷、中野、島山、福地、江部、小野、土方（十名）

議題

一、千歳川放水路計画について

千歳川放水路全道交流集会の開催につき熊木理事から提案があり、了承された。

二、環境アセス制度に関する提言について

島山理事から最終案が提出され、今後の取り扱いや発表方法を検討した。

第一三七回理事会

一九九三年三月二十七日

出席者 小暮、鮫島、熊木、紺谷、中野、福地、江部、大館、小田島、小野、佐藤、伊達、土方、平井

（十四名）
報告

一、アポイ岳植栽問題について

再度の要望書をタイミングをはかって提出する。また地元の理解を深めるため、様似町で講演会十観察会を行う。

二、百人浜植樹問題について

現地視察の上、道営林局と意見交換を行う。

議題

一、入会者の承認について

A会員十八名、B会員一名、学生会員一名、団体会員一の入会を承認した。

二、一九九三年度事業計画について

事業計画案を検討した結果、受託調査について事前チェックが不十分等の指摘があった。

三、一九九三年度予算案について

予算案を検討し、調査研究等事業費からトマム・レポート及びラムサール関係に各十万円を支出すること、また雪だるま基金からも同様に各十万円拠出することになった。

四、ラムサール会議関連行事について

小野理事から行事内容の説明があった。

一九九二年度第八回拡大常務理事会

一九九三年四月十六日

出席者 小暮、鮫島、俵、熊木、紺谷、島山、福地、市川、江部、小野、佐藤、伊達、土方、平井(十四名) 報告

一、会務分掌について

①野生動物WGの新メンバー案が提案された。

②道自然保護連合の担当に平井理事の名が載っていたのは誤りであることが確認された。

議題

一、九三年度総会について

九二年度事業報告・会計報告、九三年度事業計画・予算案を承認した。

二、西別川取水問題に関する要望について

要望書提出を承認した。

三、札幌高原道路問題について

「計画にかかわる疑問点について」を知事宛提出することが決った。また江部理事から「大雪の自然を守る全道集会」につき企画説明があり検討された。

四、ラムサール釧路会議への対応について

NGO行事内容の修正案、予算案等が承認された。また絵ハガキ作製の経過が報告された。

新会員紹介

93・1・31～93・5・15現在

【個人A会員】

河端 浩子	上田 雅
北里 和彦	梁川 良
渡辺 千秋	岩城 徹哉
鈴木 清治郎	大塚 英幸
小野 孝雄	猪狩 繁寿
門脇 孝功	益田 敏彦
竹内 修二	荒谷 美裕
牧野 由紀子	橋本 英樹
水谷 瑛子	西尾 貞敏
谷口 勇五郎	川端 裕之
大西 和仁	横関 祐里子
東 龍夫	阿部 和博
西村 央	神田 茂廣
滝本 雅之	木村 与吉
山本 牧	佐藤 方博
根元 武	高橋 衛
【個人B会員】	
梁川 郁子	
【学生会員】	
乾 潤一	

【団体会員】

北海道ホテルの会

(敬称略)

自然観察指導員

研修会のご案内

北海道の自然観察指導員の皆様に対象とした研修会を、日本自然保護協会から講師をお招きし、次の要領で実施いたします。日頃の活動の見直しやレベルアップのために是非ご参加下さい。

日時 九月十八日(土)十三時から

十九日(日)十六時まで

場所 (卸産業技術教育訓練センター)

札幌市中央区円山西町

六の四の五一(駐車可)

講師 日本自然保護協会・金田 平

同・開発 法子他

定員 六十名(先着順)

費用 一三、〇〇〇円(予定)

懇親会費を含む

※申し込み方法等の問い合わせは、お早めに当協会事務局までご連絡下さい(申込締切は九月十日)。

☎〇一一一五五四六五

(抄)

雪だるま基金

(株)秀岳荘 一〇〇、〇〇〇円
 佐藤捷彦 一〇、〇〇〇円
 島山武道 二〇、〇〇〇円
 ☆ありがとうございます。(敬称略)

寄付金

二井田高敏 一〇、〇〇〇円
 佐藤正秀 五、〇〇〇円
 松野誠也 五、〇〇〇円
 飯田進 二、〇〇〇円
 上田文雄 六、〇〇〇円
 伊藤美代 二、〇〇〇円
 中井惺 二、〇〇〇円
 鮫島惇一郎 一〇、〇〇〇円
 仙庭秀弘 三、二〇〇円
 ☆ありがとうございます。(敬称略)

寄贈図書

寄贈者 北海道教育庁
 ・創意ある教育をめざして
 寄贈者 八木健三
 ・環境基本法ってなあに(公害・地

球環境問題懇談会)

寄贈者 (株)大月書店
 ・新国有林論(黒木三郎他編)
 寄贈者 森田正治
 ・動物医ものがたり(森田正治著)
 寄贈者 恒文社
 ・北の大地から(竹田津実著)
 寄贈者 小野有五
 ・北海道の河川環境に関する研究

(北大大学院環境科学研究科)
 寄贈者 鮫島惇一郎
 ・北海道の花(鮫島惇一郎他著)

寄贈者 北海道の樹木(鮫島惇一郎著)
 寄贈者 辻ちづ子
 ・激動の時代 第一章苗穂にて(辻ちづ子著)

寄贈者 神原昭子
 ・野生生物からの告発(リゾートゴルフ場問題全国連絡会編)

寄贈者 道管林局治山課
 ・森から来た魚 襟裳岬に緑が戻った(相神達夫著)

寄贈者 永見山幸夫
 ・日本の近代化と土地利用変化(道教育大旭川分校土地利用変化研究班編)

購入図書

図書名
 ・原生林・里山・水田を守る(第五回日本の森と自然を守る全国集会の記録刊行会編)

NCC編集室より

・「北海道の川は今……」(下)を今号に掲載する予定でしたが、ラムサール会議その他諸活動に忙殺され、テロプおしが出来ませんでした。勝手ながら次号の掲載といたしますのでご容赦下さい。
 ・次号は九月十日原稿締切り、十月初め発行の予定です。会員の皆様の投稿をお待ちしています。(土方)

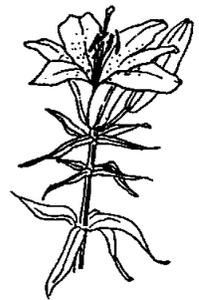
事務局より

会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方もおりますので至急納入をお願いいたします。

個人A会員 四、〇〇〇円

個人B会員 二、〇〇〇円
 (A会員と同一世帯の会員)
 学生会員 二、〇〇〇円
 団体会員 一口 一〇、〇〇〇円
 [会費納入方法]

郵便振替口座 小樽一四〇五五
 北海道拓殖銀行本店〇一七二五九
 (普通)
 北海道銀行本店 一〇一四四四
 (普通)



一九九三年七月十五日
 〒060 札幌市中央区北三西十一加森ビル5 六階
 発行所 社団法人 北海道自然保護協会
 電話(〇一一)二五一―五四六五
 発行人 小 暮 得 雄
 印刷 (株) 広 報 社 印刷

この紙は再生紙を使用しています。